

平成24年度の

市・県民税が決まりました

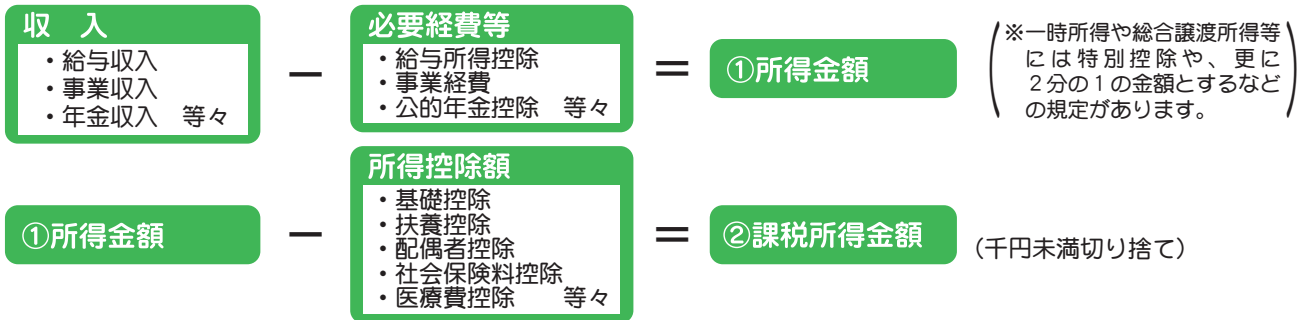
今年度の市・県民税納税通知書は、6月8日付けで発送します。
給与から市・県民税が引き落としされるかたには、事業所を通じて税額の通知書が配布されます。

お問い合わせ
税務課市民税係
☎43-7033

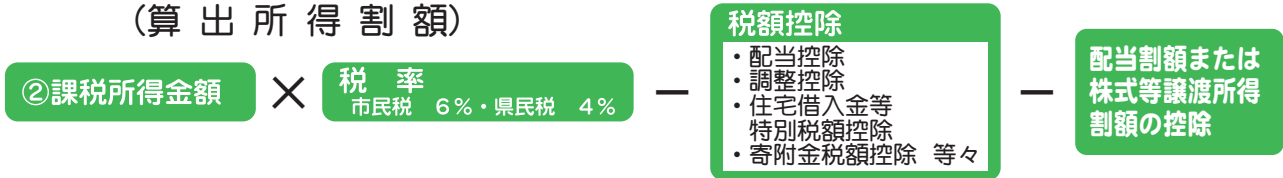
市・県民税のしくみ



所得割額の計算のしかた



(算出所得割額)



計算の例

●課税所得金額が300万円の場合の算出所得割額

300万円 × 6% = 18万円 (市民税) = 所得割額

300万円 × 4% = 12万円 (県民税)

※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

用語解説

市・県民税

前年中の所得金額に基づき納める地方税で、均等割と所得割の合計額で計算します。住民税とも言います。

※就職した年は、前年に所得が無ければ市・県民税は課税されませんが、退職した年は、現時点で所得が無くても、前年の所得に基づいて課税されます。

均等割

行政施策に要する費用の一部を、均等に負担する趣旨で設けられています。前年中の所得金額が一定以上のかたが負担する税金です。

所得割

前年の所得に基づき算出する税金です。所得税を基準に所得を求めますが、控除額は所得税と異なります。

普通徴収

市・県民税を、6月、8月、10月、翌年1月の年4回、納付書または口座振替で納付する方法です。

特別徴収

給与所得者や年金受給者が対象です。給与所得者の場合、事業所が市・県民税を毎月の給料から引き落として市に納付する方法です。6月から翌年5月までの12回で全額納付します。

年金受給者は、年6回の年金から、4月、6月、8月の仮徴収分と、10月、12月、翌年2月の本徴収分が引き落とされます。新たに年金から引き落とされるかたは、6月と8月は普通徴収で納付し、10月、12月、翌年2月は年金から引き落としされます。